

秋田洋上風力発電株式会社
「(仮称) 秋田港洋上風力発電事業」
環境影響評価準備書に係る審査書

電気事業法 46 条の 11 の規定に基づき、平成 30 年 2 月 7 日付けで秋田洋上風力発電株式会社より届出された「(仮称) 秋田港洋上風力発電事業環境影響評価準備書」の審査書（発電所の環境影響評価に係る環境審査要領 1. (3)⑤）は以下のとおり。

1. 環境審査

(1) 準備書についての意見の概要及び事業者の見解 * 平成 30 年 4 月 4 日

(2) 秋田県知事意見 * 平成 30 年 8 月 1 日

(3) 環境大臣意見 * 平成 30 年 8 月 3 日

(4) 環境審査顧問会風力部会（第 5 回、第 12 回）

*平成 30 年 4 月 26 日（1 回目） 平成 30 年 8 月 9 日（2 回目）

①補足説明資料

②環境審査顧問会での主な指摘事項及び事業者対応方針

顧問の指摘	事業者の対応方針
港湾の南北に陸域の既存および計画 中の風車があり、これに本案件が立地する ことにより鳥類の飛翔が影響を受ける可 能性が想定される。事後調査計画をしっ かり実施すること。	事後調査計画を策定し、評価書に記載 いたします。
鳥類の複合的な影響予測について、飛 翔軌跡図にて既存風車を避けているよう な行動が見られているので、これを踏ま えて評価すること。	評価書において修正いたします。
準備書に記載された打設音とバードス トライクに加えて、風車の稼働時の水中 音、また風車基礎部への海生生物の蠕集 についても事後調査を実施すること。	事後調査計画を策定し、評価書に記載 いたします。
ウミスズメが能代港では非常に多く出 ているが、秋田港には出ていないので事 後調査を実施し、追加的保全措置を考え ていくこと。	事後調査計画を策定し、評価書に記載 いたします。

(1) ～ (4) の資料については、下記 URL を参照。

http://www.meti.go.jp/shingikai/safety_security/kankyo_shinsa/furyoku/index.html

2. 大臣勧告

特定対象事業に係る環境の保全についての適正な配慮がなされるよう、秋田県知事の意見を勘案するとともに、意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配慮し、また、環境審査顧問会風力部会等の意見を踏まえ、別添のとおり勧告を行う。